

「特定最低賃金」が改定されました

愛知県内の特定最低賃金が令和5年12月に改定されましたのでご案内申し上げます。
改定内容は右のとおりです。

愛知県最低賃金が令和5年10月1日より**1,027円**となっておりますが、ともに令和5年12月16日より、右の業種に該当する事業場所の労働者の方には、更にそれを上回る金額の適用がございますので、ご留意願います。

特定最低賃金	
<ul style="list-style-type: none">● 製鉄業● 製鋼・製鋼圧延業● 鋼材製造業 (表面処理鋼材を除く。) <p>上記産業で働く方々に適用されます。</p>	 <p>令和5年12月16日から 時間額 1,059円</p>
<ul style="list-style-type: none">● 輸送用機械器具製造業 <p>建設用ショベルトラック製造業を含む。船舶製造・修理業、船用機関製造業及び自転車・同部分品製造業を除く。</p> <p>上記産業で働く方々に適用されます。</p>	 <p>令和5年12月16日から 時間額 1,028円</p>

事業場で働く労働者の方に適用されることになるので、技能実習生等の外国人労働者の方や、事務を専らとする労働者の方にも適用されます。ただし、以下の方は適用除外となり、愛知県最低賃金1,027円の適用となりますので、あわせてご案内します。

【適用除外労働者】

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって技能習得中の者
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者

● 輸送用機械器具製造業

- イ 清掃、片付け、賄い又は湯沸しの業務
- ロ 手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行うバリ取り、穴あけ、検数、選別又は塗装の業務

● 製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業

- イ 清掃、片付け、賄い又は湯沸しの業務
- ロ 軽易な運搬の業務

適用を受ける労働者の方が時給制であれば最低賃金との比較は容易ですが、賃金締切日の翌日と適用開始日である16日が一致していない場合、計算期間途中での引上げの措置が必要となりますのでご留意願います。(末締の場合、12/1～12/15 と 12/16～12/31 で分けて労働時間の集計が必要。)

また適用を受ける労働者の方が時給制以外の場合、今年も大丈夫だろうと考えて確認を怠っていたところ、最低賃金を下回っていた、というケースが散見されます。月給制の場合、

$$\text{月給} \div \text{1か月における所定労働時間数 (月により所定労働時間数が異なる場合には、1年間における1か月平均所定労働時間数)}$$

で求められる、1時間あたりの換算額が最低賃金以上となっている必要があります。

月給制の場合、労働日、労働時間が月により異なる場合が多いかと思えます。閏年などの影響で年間の所定労働日数が増加した結果、1年間における1か月平均所定労働時間数も増え、1時間あたりの換算額は低くなりますので、その点を踏まえ最低賃金との比較確認をお願いします。

ご不明点がございましたら、労働基準監督署へお問い合わせ願います。